

原告意見書

平成23年12月6日

頭書事件に関し、平成23年8月26日付け被告「証拠申出（人証）」及び平成23年12月5日提出の「陳述書（乙31）」に対して、下記の通り原告意見を述べる。

1. 「乙第31号証」は、被告当事者の陳述であるので、そもそも客観性が全くない上に、これまでの被告主張と特段の差異は見受けられない。
2. 本件番組外の取材経緯等、被告主張を新たに補助する部分についても、内容を裏付ける取材テープ等の証拠提出も無く、客観性は全く認められない独白であり、認められない。本訴において、機会は何度もありながら未だに証拠提出されていないことから、陳述内容は虚偽であると判断せざるを得ない。
3. その他、原告の反論については、これまでの主張の通りである。
4. よって原告は、今般の被告「陳述書（乙31）」を以って証人尋問に値するものではないとし、本訴の早期結審を望む。

以上